

区民相談

区民の方向けに、さまざまな相談窓口を開設しています



☎3312-2111 (区代表) ★は予約制



▲区ホームページ

相談名	内容	日時など	場所・問い合わせ
一般区民相談	日常生活の悩み、区政のことなど	月～金曜日午前8時30分～午後5時	区政相談課
くらしの相談		月・火・木・金曜日午前9時～正午・午後1時～4時	
外国人相談		英語＝火曜日午前9時～正午／木曜日午後1時～4時▶中国語＝火曜日午後1時～4時／木曜日午前9時～正午	
外国人サポートデスク	外国人相談（ボランティアによる通訳・相談）	英語＝月曜日午後1時～4時／金曜日午前9時～正午▶中国語＝月曜日午前9時～正午／第1・3・5金曜日午後1時～4時▶韓国語＝第2・4金曜日午後1時～4時▶ネパール語＝第1・3水曜日午前9時～正午	区政相談課 園杉並区交流協会☎5378-8833☎5378-8844
交通事故・防犯相談	示談の進め方・防犯対策	火・金曜日午前9時～正午・午後1時～4時	区政相談課
人権相談	人権の侵害	第4金曜日午後1時～4時（受け付けは3時まで）	
行政相談	国など行政機関への苦情・要望	第2金曜日午後1時～4時	犯罪被害者総合支援窓口相談専用☎5307-0620
犯罪被害者相談	犯罪被害を受けた方の生活上の問題・悩みなど	月～金曜日午前8時30分～午後5時	
生活相談	病気や失業などによる経済的な困りごとなど（主に生活保護をお考えの方）	月～金曜日午前8時30分～午後5時	杉並福祉事務所（荻窪☎3398-9104／高円寺☎5306-2611／高井戸☎3332-7221）
弁護士による法律相談★	土地・建物・相続・その他法律上のこと	月～金曜日、第3土曜日午後1時～4時	区政相談課専門相談予約専用☎5307-0617
税務相談★	贈与税・相続税などについての助言・指導	水・木曜日午後1時～4時	予約受付日＝相談希望日7日前の同曜日～当日。法律相談の第3土曜日は、同週の月～金曜日（祝日の場合は翌開庁日から）▶受付時間＝午前8時30分～午後5時（当日受け付けは3時まで（第3土曜日を除く））
司法書士相談★	不動産登記、裁判所へ提出する書類の作成・手続きなどへの助言・指導	第2・4水曜日午後1時～4時	杉並福祉事務所（荻窪☎3398-9104／高円寺☎5306-2611／高井戸☎3332-7221）
家事相談★	夫婦・親子の家庭内の悩みなど	火曜日午後1時～4時	
家庭相談	離婚・男女関係・家庭内の悩みなど	月・水・金曜日午後1時～5時	
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭への支援など	月～金曜日午前8時30分～午後5時	子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当☎5307-0343
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭への支援、就労支援など	月～金曜日午前8時30分～午後5時	
住まいの修繕・増改築相談	住まいの修繕・増改築など	月・金曜日午後1時～4時	区役所1階ロビー 園住宅課
専門家による空家等相談★	空き家の管理・相続など	第3木曜日午前9時20分～11時55分	住宅課
住宅の耐震無料相談会・ブロック塀無料相談会	建物の耐震診断、耐震改修・ブロック塀相談	第2水曜日午後1時～4時	区役所1階ロビー 園市街地整備課耐震改修担当
建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会	建物全般・ブロック塀相談	第1・3火曜日午後1時～4時	
介護保険苦情・相談	介護保険サービスの苦情・相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時	介護保険課
健康相談★	高齢者の健康	午前10時～11時30分・午後1時～4時30分（第3月曜日を除く）	高齢者活動支援センター☎3331-7841
高齢者の総合相談窓口	物忘れ・介護に関する相談、介護保険の申請、介護予防・生活支援の相談・申請	月～土曜日午前9時～午後7時（土曜日は1時まで。電話相談は24時間受け付け）	地域包括支援センター（ケア24）
在宅支援・高齢者福祉の相談	在宅支援・高齢者の福祉、若年性認知症	月～金曜日午前8時30分～午後5時	高齢者在宅支援課
介護者の心の相談★	介護者の悩み・心の葛藤（臨床心理士による相談）	偶数月2回、奇数月3回	在宅医療・生活支援センター☎5335-7316
障害者	障害者の総合相談窓口	生活全般	水～月曜日午前9時～午後7時（土・日曜日は5時まで） 障害者地域相談支援センターすまいる荻窪☎3391-1976☎3391-1012
		火～日曜日午前9時～午後7時（土・日曜日は5時まで）	障害者地域相談支援センターすまいる高円寺☎5306-6381☎5306-6383
		水～月曜日午前9時～午後7時（第3週は火～日曜日。土・日曜日は5時まで）	障害者地域相談支援センターすまいる高井戸☎3331-2510☎3332-1815
障害者手帳に関する相談	身体障害者手帳、愛の手帳	月～金曜日午前8時30分～午後5時	障害者施策課障害福祉サービス係
高次脳機能障害者の相談	高次脳機能障害	月～金曜日午前8時30分～午後5時	障害者生活支援課地域生活支援係☎3332-1817☎3332-1826
経済	創業・経営相談★	資金繰り・創業その他経営	月～金曜日午前8時30分～午後5時 産業振興センター就労・経営支援係創業・経営相談担当☎5347-9182
就労	就労準備相談★	個々の状況に応じた就労準備のための相談・職業紹介	月～金曜日、第1・3土曜日午前10時～午後4時（水曜日は6時～8時も実施） 就労支援センターすぎJOB☎3398-1136
	職業相談	ハローワークスタッフによる職業相談・紹介	月～金曜日午前9時～午後5時 就労支援センターハローワークコーナー☎3398-8619
消費者	消費生活相談	商品・サービスの契約トラブルなど	月～金曜日午前9時～午後4時 消費者センター相談専用☎3398-3121
教育・保育・児童	学校教育に関する相談	子どものいじめなど	月～金曜日午前9時～午後5時 済美教育センターいじめ電話相談☎6379-3640
	教育相談★	児童・生徒の情緒、家庭生活などでの教育	月～土曜日午前9時～午後5時（火・木曜日は7時まで） 済美教育センター教育相談係☎6379-5491
	電話教育相談	不登校・教育上の悩み	月～金曜日午前9時～午後5時 済美教育センター教育相談係☎6304-3017
	就学支援相談★	特別支援学級・特別支援学校への入学・転学に関する相談、学校入学後の支援	月～金曜日午前9時～午後5時 特別支援教育課☎5929-9481
	子育て相談	乳幼児の生活習慣・しつけなど	月～金曜日午前9時～午後5時 区立保育園（27園） 園保育課
		就園前の子育ての悩みなど	月～土曜日午前8時30分～午後5時 子育てサポートセンター（宮前☎3333-4699／今川☎3394-3935）
	子どもの相談★	乳幼児の発達・遅れなど	月～金曜日午前9時～午後5時 区立子育園（下高井戸☎3303-9485／堀ノ内☎3313-3437／高円寺北☎3330-0340／成田西☎3311-3876／高井戸西☎3332-9020／西荻北☎3399-0848）
ゆうライン（子どもと家庭に関する総合相談）	子どもからの相談、子育ての相談など	来所＝月～土曜日午前9時～午後5時▶電話＝月～土曜日午前9時～午後8時 杉並子ども家庭支援センターゆうライン（相談専用窓口）☎5356-2601	
子どものこころの相談★	児童精神科医による専門相談	第2・4火曜日午後2時30分・4時（6～11月は第1・2・4火曜日）	
家族相談★	臨床心理士による専門相談	月2回。水曜日または土曜日	
子育て支援サービスの利用相談	区の子育て支援サービスの利用相談・情報提供、保育施設などの利用相談・申請	月～金曜日午前8時30分～午後5時 子どもセンター（荻窪☎5347-2081／高井戸☎5941-3839／高円寺☎3312-2811／上井草☎3399-1131／和泉☎3312-3671）	
DVなど	一般相談（面談は予約制）	家庭内の問題・人間関係の悩みなど	月～金曜日午前9時～午後5時 男女平等推進センター一般相談専用☎5307-0619
	法律相談★	女性のための離婚・養育費など	木曜日午後1時30分～4時30分（月1回夜間あり）
	DV相談（面談は予約制）	配偶者・パートナーからの暴力の相談	月～金曜日午前9時～午後5時 すぎなみDV専用☎5307-0622
女性相談	配偶者などからの暴力の相談など	月～金曜日午前8時30分～午後5時 杉並福祉事務所（荻窪☎3398-9104／高円寺☎5306-2611／高井戸☎3332-7221）	
保健福祉・医療	保健福祉サービス苦情調整委員制度★	保健福祉サービス苦情調整委員への相談（施設・在宅などで提供される保健福祉サービス）	面談＝月3回。午後1時30分～4時（受け付けは3時まで。1人1時間） 保健福祉部管理課保健福祉支援担当
	医療安全相談窓口	医療機関に関する悩みなど	月～金曜日午前9時～正午・午後1時～4時30分 杉並保健所健康推進課専用☎3391-0874
	在宅医療相談調整窓口	在宅医療に関する相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時 在宅医療・生活支援センター（在宅医療相談調整窓口）☎3391-1380
健康相談	子育て・乳幼児歯科・物忘れ・こころ（自殺予防を含む）・生活習慣病・食生活など	月～金曜日午前8時30分～午後5時 保健センター（荻窪☎3391-0015／高井戸☎3334-4304／高円寺☎3311-0116／上井草☎3394-1212／和泉☎3313-9331）	

*区政相談課（区役所東棟1階）には月・水曜日午前9時～午後4時（4・10・3月は5時まで）、杉並福祉事務所（荻窪）には、第3木曜日午後1時～3時に手話通訳者がいます。いずれの相談も、祝日・休日・年末年始・各施設の休館日はお休みです。

ストアなどに置いています。入手が困難な方への個別配布や、「点字広報」「声の広報」のお申し込みは広報課へご連絡ください。



6年度 区民健康診査・がん検診などのお知らせ

健(検)診は「定期的な受診」が大切です。がんや健康上のリスクを早期に見つけるよう、ぜひ受診してください。

—— 問い合わせは、杉並保健所健康推進課健診係 ☎3391-1015 へ。

- 各健(検)診の対象年齢は、6年度(4月1日～7年3月31日)に誕生日を迎えた満年齢です。
- 5月下旬に、区ホームページに健(検)診実施機関一覧を掲載します。
- 各健(検)診とも、受診できない場合(自覚症状がある、治療中・経過観察中など)があります。詳細は、区ホームページをご覧ください。
- 各健(検)診費用は、受診する医療機関の窓口でお支払いください。なお、生活保護・中国残留邦人などの生活支援給付受給者は費用が無料です。該当する方で受診券に「無料」の記載がない場合は、受診前にお問い合わせください。
- 10月以降は混み合い、予約が取りづらくなります。早めの予約をお願いします。

●区への申し込みが必要な健(検)診

健(検)診名	区民健康診査		がん検診			
	成人等健診	肺がん検診	子宮頸がん検診 (2年に1回)	乳がん検診 (2年に1回)	胃がん検診	
対象	30～39歳で職場などで健診を受ける機会がない方(※1)	40歳以上の方	20歳以上で5年度に受診していない女性	40歳以上で5年度に受診していない女性	50歳以上で5年度に胃内視鏡検査を受診していない方	
費用	無料	500円 (65歳以上は無料)	500円(※2)	500円(※3)	500円	1000円
受診期間 (休診日を除く)	6月1日～7年2月15日		6月1日～7年2月28日			
申込期限	7年1月31日		7年2月14日			
受診券 発送日	・新規申し込み=5月上旬までの申し込み分=5月末に発送 ▶ 5月中旬以降の申し込み分=順次発送(申し込み状況により、2・3週間かかる場合があります) ・その他=区への申し込みが不要な場合があります。下記「がん検診受診券(シール)申し込みの流れ」をご覧ください					

定員7100名
(申込順。定員になり次第終了)

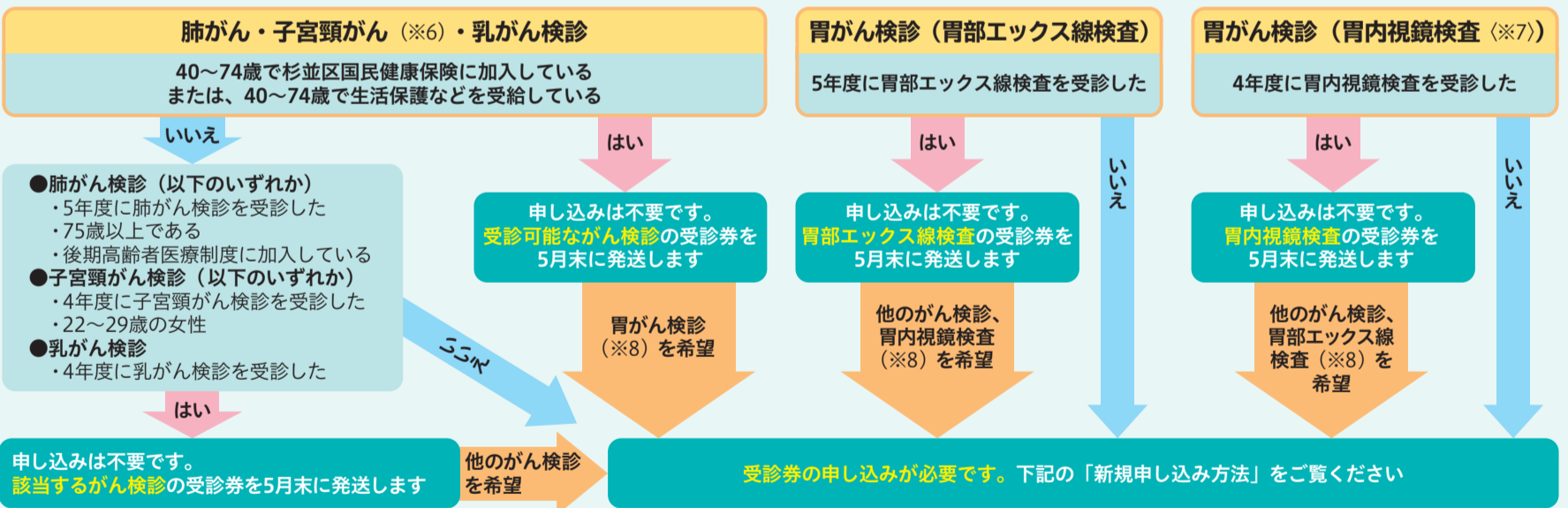
- ※1. 令和3～5年度に成人等健診の受診履歴がある方、30～39歳で杉並区国民健康保険加入者は申し込み不要。5月末に受診券を発送予定。
- ※2. 平成15年4月2日～16年4月1日生まれの女性は、子宮頸がん検診無料クーポン対象であるため、申し込み不要。5月末にクーポン券を発送予定。
- ※3. 昭和58年4月2日～59年4月1日生まれの女性は、乳がん検診無料クーポン対象であるため、申し込み不要。5月末にクーポン券を発送予定。

●区への申し込みが不要な健(検)診

健(検)診名	区民健康診査(※4)		がん検診	歯科健康診査(※4)		その他
	国保特定健診	後期高齢者健診	大腸がん検診	成人歯科健診	後期高齢者歯科健診	眼科検診(※4)
対象	40～74歳で杉並区国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者	40歳以上の方	20・25・30・35・40・45・50・60・70歳の方	76歳の方	40・45・50・55・60歳の方
費用	無料		200円	無料		300円
受診期間 (休診日を除く)	6月1日～7年2月15日		6月1日～7年2月28日(※5)	6月1日～12月28日		10月1日～7年1月31日
受診券 発送日	5月末		受診券(シール)はありません。検診実施機関へ直接お申し込みください	5月末		9月末



- ※4. 区民健康診査は7年1月以降、歯科健康診査は6年11月以降、眼科検診は12月以降に、転入などで新規対象となった方は要問い合わせ。
- ※5. 区民健康診査の対象の方は、区民健康診査と同時受診となるため、受診期限が7年2月15日。

●がん検診受診券(シール)申し込みの流れ



- ※6. 30～39歳の女性で杉並区国民健康保険加入者・生活保護受給者などは、子宮頸がんの受診券を5月末に発送するため、申し込み不要。
- ※7. 胃内視鏡検査を受診した場合、翌年度は胃部エックス線検査・胃内視鏡検査のいずれも受診不可。
- ※8. 胃がん検診で、届いた受診券に記載された検査方法(胃部エックス線検査・胃内視鏡検査)とは異なる検査方法を希望の方は、受診券の申し込みが必要。

●新規申し込み方法 ※電話での申し込み不可。

電子申請(東京共同電子申請・届出サービスから)		はがき	窓口 (杉並保健所健康推進課)
成人等健診	がん検診		
スマートフォンから 右2次元コードから申し込み  パソコンから ①「杉並区 区民健康診査」で検索 ②区ホームページ「区民健康診査」上部の「成人等健診申し込み」をクリック	スマートフォンから 右2次元コードから申し込み  パソコンから ①「杉並区 がん検診」で検索 ②区ホームページ「杉並区で実施しているがん検診」上部の「がん検診申し込み」をクリック	【申し込み先】 杉並保健所健康推進課健診係 (〒167-0051 荻窪5-20-1) 【記入事項】 住所・氏名(フリガナ)・生年月日・年齢・性別・電話番号・希望健(検)診名(胃がん検診は、胃部エックス線・胃内視鏡のいずれかを記入)	本人確認書類(保険証・運転免許証・マイナンバーカードなど)を持参

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。

国民健康保険に加入している方へ



6年度国民健康保険料の料率が決まりました

国民健康保険料は前年の所得が確定する6月中旬に決定し、各世帯に保険料額通知書を発送します。6年度の保険料を、6月～7年3月の10回でお支払いいただくよう計算して通知します。

	医療分 (全ての加入者)	後期高齢者支援金分 (全ての加入者)	介護分 (40～64歳の加入者)
均等割 (年額。加入者1人当たり)	4万9100円(※1)	1万6500円(※1)	1万6500円
所得割	賦課標準額(※2) ×8.69%	賦課標準額(※2) ×2.80%	賦課標準額(※2) ×2.20%
最高限度額	65万円	24万円	17万円

※1. 未就学児(7年3月31日時点で6歳以下の子ども)は半額。
 ※2. 賦課標準額=前年の総所得金額等-住民税の基礎控除額(43万円)。

年間保険料 = 医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分

●他の保険が適用された方へ

勤務先の保険に加入するなど他の保険が適用された方は、国民健康保険の脱退手続きが必要です。新しい保険に加入していることが分かる保険証などと国民健康保険証を持参の上、国保年金課国保資格係(区役所東棟2階)・区民事務所で手続きをしてください。

来庁できない場合は、人数分の新しい保険証の写しと国民健康保険証を同係へ郵送してください。

●所得の申告はお済みですか

前年の所得の申告がない場合、保険料の確定・減額の判定ができません。確定申告・住民税の申告が済んでいない方は、早めの申告をお願いします。

☎国保年金課国保資格係 ☎5307-0641

保険料の納付をお忘れなく

●口座振替をご利用ください

保険料の納付には、納め忘れのない口座振替をご利用ください。国保年金課国保収納係(区役所東棟2階)・区民事務所で手続きできます。郵送での手続きを希望する方は、同係にご連絡



▲国民健康保険料の納め方

ください。また、パソコン・スマートフォンなどを使ったWeb口座振替受付サービス(24時間)からも、口座振替の申し込みができます。区役所・金融機関に出向かず書類の記入や届出印が不要で、手数料もかかりません。

●納付書での納付

銀行などの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を含む)・コンビニエンスストア(30万円を超える納付書は不可)・国保年金課国保収納係・区民事務所で納付できます。また、スマートフォン決済アプリを使うことで、キャッシュレス納付もできます。

●ご相談ください

倒産・失業など、やむを得ない事情で保険料を納めることが困難な方は、国保年金課国保収納係へご相談ください。

☎国保年金課国保収納係 ☎5307-0374

4月から改正

介護保険制度改正のお知らせ

6～8年度の65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料

介護保険制度の改正に伴い、基準月額を6400円に引き上げ、保険料段階を第17段階までに変更しました。第1～3段階の保険料額は、国の低所得者保険料軽減強化の実施により、軽減されています。

〈新しい介護保険料段階・保険料額〉

段階	料率	対象者	保険料年額 (月額)
1	基準月額×0.285	生活保護受給者、世帯全員(一人世帯を含む)が住民税非課税で本人が老齢福祉年金を受給中または合計所得金額・課税年金収入額の合計が80万円以下の方	2万1960円 (1830円)
2	基準月額×0.40	世帯全員(一人世帯を含む)が住民税非課税で本人の合計所得金額・課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	3万720円 (2560円)
3	基準月額×0.685	世帯全員(一人世帯を含む)が住民税非課税で本人の合計所得金額・課税年金収入額の合計が120万円を超える方	5万2680円 (4390円)
4	基準月額×0.85	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税であり、本人の合計所得金額・課税年金収入額の合計が80万円以下の方	6万5280円 (5440円)
5	基準月額	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税であり、本人の合計所得金額・課税年金収入額の合計が80万円を超える方	7万6800円 (6400円)
6	基準月額×1.06	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の方	8万1480円 (6790円)
7	基準月額×1.19	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	9万1440円 (7620円)
8	基準月額×1.40	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	10万7520円 (8960円)

段階	料率	対象者	保険料年額 (月額)
9	基準月額×1.61	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	12万3720円 (1万310円)
10	基準月額×1.89	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	14万5200円 (1万2100円)
11	基準月額×2.20	本人が住民税課税で合計所得金額が700万円以上1000万円未満の方	16万8960円 (1万4080円)
12	基準月額×2.50	本人が住民税課税で合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方	19万2000円 (1万6000円)
13	基準月額×2.70	本人が住民税課税で合計所得金額が1500万円以上2500万円未満の方	20万7360円 (1万7280円)
14	基準月額×3.00	本人が住民税課税で合計所得金額が2500万円以上3500万円未満の方	23万400円 (1万9200円)
15	基準月額×3.20	本人が住民税課税で合計所得金額が3500万円以上4500万円未満の方	24万5760円 (2万480円)
16	基準月額×3.40	本人が住民税課税で合計所得金額が4500万円以上5500万円未満の方	26万1120円 (2万1760円)
17	基準月額×3.60	本人が住民税課税で合計所得金額が5500万円以上の方	27万6480円 (2万3040円)

「よく分かる介護保険」の配布

被保険者のいる世帯へ、介護保険制度の案内パンフレット「よくわかる介護保険」を3月下旬に発送しました。また、以下の配布場所でも配布しています。

☒配布場所=介護保険課(区役所東棟3階)、地域包括支援センター(ケア24)、区民事務所

☎介護保険課資格保険料係 ☎5307-0654

広告



杉並区・共生を広げよう!

*ステッカー・ポスター掲示のご協力をいただける事業者・一般の皆さまを募集しています。
 ☎問合せ 共生すぎなみ委員会 03-3301-1055 / 杉並区西荻北 4-5-28

募集期間
6月末まで



※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。

子育て支援事業のご案内

詳細は、区ホームページ（右二次元コード）をご覧ください。



杉並区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の開始

未就学児を養育する保護者が、都ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者を利用する場合の利用料金を一部補助します（要件あり）。

補助額

午前7時～午後10時=1時間当たり上限2500円
午後10時～午前7時=1時間当たり上限3500円
※子ども1人当たり年144時間（多胎児の場合は子ども1人当たり年288時間）まで。子育て応援券利用の場合を除く。

☑区内在住の未就学児（6歳に達する年度の未まで）の保護者 ☑地域子育て支援課子育て支援係

杉並子育て応援券のお知らせ

●杉並子育て応援券アプリの運用開始

サービスの検索・応援券の支払いができるアプリの運用を開始します。4月以降に交付する応援券はアプリ内にポイントとして付与します。対象世帯には4月中旬以降に案内を発送します。なお、既に交付している紙の応援券は、有効期間内であれば、利用できます。

●有償応援券の電子申請・キャッシュレス決済の開始

有償応援券を、電子申請・キャッシュレス決済で購入できます（子ども1人当たり最大3万円分まで）。支払いには、クレジットカード・PayPayを利用できます。

☑地域子育て支援課子育て支援係

産後ケア事業の利用料金の変更

日帰り型の利用料金を下表のとおり変更します。なお、利用回数に変更はありません。

3月31日までに申請した場合も、4月以降の利用承認期間内は新たな料金で利用できます。

区分		変更前	変更後
個別	課税世帯	3000円	2000円
	非課税世帯	1500円	1000円
少人数	課税世帯		
	非課税世帯	1000円	500円

※子育て応援券（ゆりかご券を含む）利用可。

☑区内在住の産後6カ月未満の産婦と子どもで、産後ケアを必要とする方 ☑地域子育て支援課母子保健係

省エネルギー推進に関する助成制度

区では、32年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、省エネルギーを推進する助成制度を設けています。詳細は、区ホームページ（右二次元コード）をご覧ください。



再生可能エネルギー等の導入助成及び断熱改修等省エネルギー対策助成

二酸化炭素が排出されない、あるいは少ないエネルギー機器の導入経費を助成します。6年度は、⑩⑪の助成対象機器を新設します。
☑対象機器=①強制循環式ソーラーシステム②自然循環式太陽熱温水器③太陽光発電システム④定置用リチウムイオン蓄電池⑤エコキュートなど⑥家庭用燃料電池⑦高日射反射率塗装（屋根・外壁）⑧窓などの断熱改修⑨雨水タンク⑩断熱材⑪断熱フィルム▶
助成額=①上限6万円②上限2万円③上限12万円（④と同時設置で2万円加算）④上限8万円⑤⑥各定額5万円⑦⑧各上限15万円⑨上限2万円⑩上限15万円⑪上限4万円 ☑区内在住の方（設置完了までに区内在住となる方を含む）、区内中小企業者（代表者が区内在住である）、共同住宅管理組合ほか ☑申請書（環境課温暖化対策係〈区役所西棟7階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）を、4月10日～7年1月31日の対象機器等設置の3週間前まで（⑨⑪は購入後）に同係へ郵送・持参 ☑環境課温暖化対策係 ☑過去に同助成を受けた機器での再申請は不可（耐用期間を超えている場合は可〈⑨⑪を除く〉）

集合住宅及び事業所等におけるLED照明機器切替助成

既設の照明機器から省エネルギー効果の高いLED機器への切り替えに係る導入経費を助成します。
☑助成額=LEDの機器本体、切り替えに必要な関連部材の購入費用、切り替え工事に関する費用の合計額（税抜き）の50%（上限30万円） ☑区内中小企業者（代表者が区外在住でも可）、集合住宅の所有者・賃借人・管理組合ほか ☑申請書（環境課温暖化対策係〈区役所西棟7階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）を、4月17日～7年1月31日の対象機器設置の1カ月前までに同係へ郵送・持参 ☑環境課温暖化対策係

節水シャワーヘッド購入助成

☑対象機器=4月以降に区内店舗で購入した6000円（税抜き）以上の節水シャワーヘッド▶助成額=定額3000円 ☑区内在住の方、区内中小企業者（代表者が区内在住である）、共同住宅管理組合ほか ☑対象機器の購入・設置後に、申請書（環境課温暖化対策係〈区役所西棟7階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）を、4月10日～7年1月31日に同係へ郵送・持参 ☑環境課温暖化対策係 ☑申請は1回まで

省エネ家電買換促進助成

平成30年以前に製造したエアコン・冷蔵庫を、省エネ性能の高い新品に買い換える費用を一部助成します。
☑対象家電=3月以降に購入したエアコン・冷蔵庫▶助成額=本体購入費用（税抜き）の4分の1（区内で購入=上限5万円▶区外で購入=上限3万円）▶助成台数=自ら居住する区内の住宅に設置=1世帯1回1台まで▶所有する区内の賃貸・集合住宅に設置=1戸1台10戸まで ☑区内在住の方 ☑対象機器の購入・設置後に、申請書（環境課温暖化対策係〈区役所西棟7階〉・区民事務所・地域区民センター・ゆうゆう館）で配布。区ホームページからも取り出せます）を杉並区省エネ家電買換促進助成金事務局（〒231-8799横浜港郵便局留）へ郵送。または申し込みフォーム（区ホームページ同案内にリンクあり）から申し込み ☑省エネ家電買換促進助成金コールセンター☎6631-4411（月～金曜日午前8時30分～午後5時15分〈祝日を除く〉） ☑区役所での申請不可

…… いずれも ……

☑他予算額に達した時点で終了（申込順）

山梨県忍野村援農ツアー

区の交流自治体・山梨県忍野村で1泊2日の援農ツアーを開催します。



時5月18日(出)・19日(日) (1泊2日。荒天中止) 場山梨県忍野村 内トウモロコシ苗の植え付け、忍野八海観光ほか 対区内在住・在学・在勤で18歳以上の方 定10名(抽選) 費交通費 申LoGoフォーム(右二次元コード)から、4月21日までに申し込み 関文化・交流課交流推進担当

